令和3年総務企画委員会会議録

- 1. 招集年月日 令和3年9月9日
- 2. 招集の場所 可児市役所 5 階全員協議会室
- 3. 開 会 令和3年9月9日 午前8時57分 委員長宣告
- 4. 審 杳 事 項
 - 1. 付託案件

議案第54号 可児市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について 議案第55号 可児市手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

2. 陳情

陳情第1号 辺野古新基地建設の中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について国民的議論を行い、憲法に基づき公正かつ民主的に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情の提出

陳情第2号 人道的見地から、沖縄防衛局による「沖縄本島南部からの埋め立て用 土砂採取計画」の断念を国に要請すること

- 3. 事前通告質疑
 - (1) マイナンバーカードの現状と今後の方向性について
- 4. 報告事項
 - (1)報告第10号 出資法人の経営状況説明書について(一般財団法人可児市公共施設振興公社)
 - (2) 中小飲食店・小売店等応援プレミアムクーポン事業について
 - (3) 令和2年度可児市総合戦略の効果検証結果と見直しについて
 - (4) 可児市土地開発公社定款の一部を改正する定款について
 - (5) 押印等の見直しに伴う関係条例の整備について
 - (6) (仮称) 可児市デジタル化推進実行計画の策定について
- 5. 協議事項
 - (1) コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の 提出について
 - (2) 今期委員会の調査研究課題について
 - (3)議会報告会について
- 5. 出席委員 (7名)

 委員長野呂和久
 副委員長天羽良明

 委員亀谷光
 委員国田牧子

 委員澤野伸委員大平伸二

委 員 松尾和樹

- 6. 欠席委員 なし
- 7. 説明のため出席した者の職氏名

 企 画 部 長
 坪 内
 豊
 総 務 部 長
 肥 田 光 久

 観光経済部長
 高 井 美 樹
 総合政策課長
 水 野
 修

 総 務 課 長
 武 藤
 務
 市 民 課 長
 守 口 美 春

 情報企画室長
 古 山 友 生
 産業振興課長
 河 地 直 樹

10. 職務のため出席した者の職氏名

 議会事務局長
 宮 崎 卓 也
 議会総務課長
 下 園 芳 明

 議会事務局書
 土 屋 晃太郎
 書 窓 桜 井 孝 治

〇委員長(野呂和久君) おはようございます。

ただいまから総務企画委員会を開会します。

なお、執行部の出席については、新型コロナウイルス感染症対策のため必要最小限にとどめ、随時入替えをしていきますのでよろしくお願いします。

これより議事に入ります。

初めに、議案第54号 可児市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

執行部の説明を求めます。

○総務課長(武藤 務君) おはようございます。

議案書は12ページ、提出議案説明書は1ページをお願いします。

議案第54号 可児市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてです。

条例第25条第2項の規定は、市が保有する個人情報を市民から訂正請求に基づき訂正した 場合において、その個人情報を他機関へ提供している場合は、提供先にその旨を通知することを規定したものです。

今回、一部改正を提案しております括弧書きの部分については、特定個人情報、これは個人番号を含む個人情報のことをいいますが、特定個人情報を情報提供ネットワークシステム、これは国が管理しているネットワークシステムで、番号法による情報連携を行うためのネットワークシステムになります。この情報提供ネットワークシステムを使用して、外部と情報連携した場合に、接続した電子計算機に残すこととされている情報提供等記録を訂正したときのことを規定しているものです。

情報提供等記録とは、情報連携に係るアクセス履歴のことです。その記録が誤っていた場合は当該記録を訂正し、その情報を共有しているネットワーク管理者、情報照会者、情報提供者へ通知することを規定しているものです。

今回の条例改正については、デジタル関連法の制定により、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法ですが、の改正があったことなどにより行うものです。

条例改正した部分について、個別に説明します。

「総務大臣」を「内閣総理大臣」に改める改正については、デジタル庁設置法の制定により、番号法が改正され、情報提供ネットワークシステムの管理者が内閣総理大臣に変更されたことにより改正するものです。

次に、番号法の「第19条第7号」を「第19条第8号」に改める改正については、デジタル 社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の制定により、番号法が改正されたこ とによるものです。番号法の改正については、第19条、これは特定個人情報の提供の例外に ついて各号列記している条になりますが、第7号では情報提供することのできる情報照会者、 情報提供者、事務などを表形式にまとめた号になりますが、この条に新第4号が追加された ため、以降について1号ずつ繰り下げる改正が行われました。これにより、「第7号」を「第8号」に改正するものです。

次に、または同条第9号の規定する条例事務関係情報照会者、もしくは条例事務関係情報 提供者を追加する改正については、番号法第19条の新第9号、先ほどの繰り下がった後の9 号になりますが、その号では新第8号、先ほどの説明した第7号のことですが、それによる 情報照会者、情報提供者に対する情報提供と同様に、条例で定めた事務についても情報提供 することが認められているため、条例事務関係情報照会者、条例事務関係情報提供者につい ても提供した場合の通知先に加えるとする改正になります。

施行日は公布の日です。以上です。

- ○委員長(野呂和久君) これより議案第54号に対する質疑を行います。
- ○委員(冨田牧子君) 訂正等の実施の第25条は、もともとは総務大臣というふうに書いてあったんですけど、それが内閣総理大臣になったということは、今度デジタル庁ができて、そのトップは内閣総理大臣なので、内閣総理大臣の下に全ての情報を集めるという、そういうためにここに内閣総理大臣というふうに書かれていると理解してよろしいですか。
- ○総務課長(武藤 務君) 全ての情報というというよりも、先ほどお話ししました国がつくった情報提供ネットワークシステム、この管理者が内閣総理大臣に替わったということにより訂正するものです。
- ○委員(冨田牧子君) それから、先ほど、変わったのは新たに第4号が加わったというお話がありましたけど、それはどのような事項ですか。
- ○総務課長(武藤 務君) 例えば会社員の方があるA社に勤めていて、転職してB社に転職したという場合に、本人の同意があればA社からB社に特定個人情報を情報連携していいよというのが新第4号の内容になります。以上です。
- **○委員(冨田牧子君)** それは、A社からB社に移ったのは、前は情報提供をしたら駄目だったけど今度はよくなったということですか。
- ○総務課長(武藤 務君) そもそも番号法自体の特定個人情報の情報連携は基本は駄目だとしている中で、19条において各号列記して情報連携していい場合を規定しております。その中で今回追加されたということですので、今まではできなかったことが今後できるようになったということになります。以上です。
- **○委員(冨田牧子君)** そうすると、誰が得をするんですかね。
- ○総務課長(武藤 務君) 得ですか。利便というか便利の上がるのは、やはり転職された方、 先ほどの例で言えば転職された方が、また一々書類を出す手間は省けますので、その点が利 便者になるんじゃないかなと思います。以上です。
- ○委員長(野呂和久君) 他に質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

質疑もないようですので、それでは質疑を終了いたします。 続いて討論を行います。 ○委員(冨田牧子君) 私は反対の立場から討論したいと思います。今の御説明では、これは番号法に関わるというものでしたけれども、これまで個人情報保護法は、民間事業者、行政機関、独立行政法人のそれぞれ3本の法律で個人情報を分散管理して、なるべく集約できないように保護を図ってきたところです。

しかし、今回菅内閣はこの3法を統合して、関係機関が個人情報を容易に共有できるようにしました。その結果、所得や資産、医療、教育など膨大なデータが政府に集中して、国家による個人情報の管理が進むことになります。

9月1日、デジタル庁が発足しましたが、デジタル庁の長は内閣総理大臣です。つまり、 デジタル庁では内閣総理大臣の下にあらゆる情報の指揮権を集中して、国家が最大のプラットフォームになるということです。目的は行政のデジタル化を通じて集まる膨大な個人情報 を企業のもうけのために利用する仕組みをつくるということではないかと私は思います。

その点から、今回の改正には反対をいたします。

○委員長(野呂和久君) それでは、他に討論はございますか。

[挙手する者なし]

ないようですので、採決に移ります。

これより議案第54号 可児市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてを採 決いたします。

挙手により採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

「替成者举手]

挙手多数であります。よって、議案第54号は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第55号 可児市手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを 議題とします。

執行部の説明を求めます。

○市民課長(守口美春君) おはようございます。

資料ナンバー1、13ページ、議案第55号 可児市手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

資料ナンバー11、提出議案説明書は2ページ上段を御覧ください。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用法に関する法律、いわゆる番号 法の一部改正が令和3年9月1日に施行されたことに伴い、地方公共団体情報システム機構、 通称J-LISがマイナンバーカードの発行主体として第16条の2に明確に位置づけされ、 手数料の徴収を行うこととなりました。マイナンバーカードの再交付手数料につきましては、 市の条例で定めた手数料額を市の事務として徴収し、歳入としていましたが、今回の法改正 に伴い、手数料条例を見直すものでございます。

今後、市はI-LISから委託を受けて再交付手数料を徴収し、歳入歳出外現金として一

旦預かり、J-LISに支払うこととなります。なお、市民の皆さんが行うマイナンバーカード再交付に伴う申請等の手続に変更はございません。

改正内容としましては、可児市手数料徴収条例第2条別表第8項、行政手続における特定 の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する事務を削除するものでご ざいます。

説明は以上となります。

- ○委員長(野呂和久君) これより議案第55号に対する質疑を行います。
- ○委員(冨田牧子君) すると、再発行については同じように窓口でやれるということですね。
- **〇市民課長(守口美春君)** 今までどおり同じ手続となります。
- ○委員(冨田牧子君) ところで、マイナンバーカードの再発行なんですけれど、普通は10年でしたと思うんですけれど、今度健康保険証のところでは5年になりますよね。5年に一遍更新しなきゃいけないというふうに、たしかなっていると思うんですけど。
- ○市民課長(守口美春君) 電子証明書というのがマイナンバーカードに入っておりまして、 そちらの手続については5年に1度更新をしていただくことになっておりますので、健康保 険証のほうはそちらの対応になりますので5年ということになっております。
- ○委員長(野呂和久君) 他に質疑はございませんか。
- ○委員(冨田牧子君) 法律の中では、J-LISがカードを発行する主体だというふうに明記しているということで、それは今まで自治体だったのが発行主体がJ-LISになるということと、それから前に聞いた話ではカードを委託された郵便局でもカードの発行更新を可能にするという規定が今度の法律の中にはあるということなんですが、ここではどうなんですか。
- ○市民課長(守口美春君) 先ほどの発行主体についてはJ-LISになったということで間違いはございませんけれども、郵便局については委託を受けることになります。
- ○委員(冨田牧子君) じゃあ郵便局についても、もしそういう局があれば、今度はJ-LI Sから市と同じように委託を受けるという解釈でいいんですか。郵便局で発行とか更新の手 続ができるということですか。
- 〇市民課長(守口美春君) すみません、そちらについては確認をさせていただいて返答させていただきます。
- **〇委員長(野呂和久君)** それでは暫時休憩いたします。

休憩 午前9時13分

再開 午前9時28分

- **〇委員長(野呂和久君)** それでは、会議を再開いたします。
 - 先ほどの冨田委員の質疑についての答弁をよろしくお願いいたします。
- ○市民課長(守口美春君) すみません、大変お待たせいたしました。先ほどの冨田委員からの質疑についてなんですけれども、現在まで、郵便局のほうに戸籍

とか住民票の発行を市が委任することができるということになっておりまして、今回法改正 により、マイナンバーカードに係る電子証明書の発行、更新に係る事務を追加することがで きるという法改正がなされました。

現在のところ、可児市は郵便局にこの業務を委託していないため、今回の法改正による改 正は特にはございません。以上です。

○委員長(野呂和久君) 他に質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

それでは質疑を終了します。

続いて討論を行います。

[「なし」の声あり]

それでは、討論を終了します。

これより議案第55号 可児市手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

挙手により採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者举手]

挙手全員であります。よって、議案第55号は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で本委員会に付託された案件の審査は終了いたしました。

お諮りいたします。本日審査しました案件に関する委員長報告の作成につきましては、委員長、副委員長に御一任いただきたいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

議事の都合により暫時休憩します。執行部の皆様は御退席いただいて結構です。ありがと うございました。

休憩 午前9時31分

再開 午前9時32分

〇委員長(野呂和久君) 会議を再開します。

次に、2. 陳情に移ります。

今回、陳情が2件出ております。

まず、陳情第1号 辺野古新基地建設の中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について国民的議論を行い、憲法に基づき公正かつ民主的に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情の提出を議題といたします。

この陳情の取扱いについて、御意見をお伺いいたします。

○副委員長(天羽良明君) 大変重要な陳情であるということで、9月3日の朝、この委員会

を開いた際には聞きおきという意見も出ていましたので、聞きおきでいいかと思います。

○委員長(野呂和久君) 天羽副委員長から聞きおきとの意見がございました。いかがでしょうか。

[「異議なし」の声あり]

それでは、聞きおきとさせていただきます。

続いて、陳情第2号 人道的見地から、沖縄防衛局による「沖縄本島南部からの埋め立て 用土砂採取計画」の断念を国に要請することを議題といたします。

この陳情の取扱いについて、御意見をお伺いいたします。

- ○副委員長(天羽良明君) こちらの陳情も大変重要な案件だということも読ませていただきまして感じました。意見書の内容も目を通しましたし、いろいろ考えたことはありますが、9月3日の朝、委員会で聞きおきという意見も出ていましたので、今回も聞きおきということでいかがでしょうか。
- **〇委員長(野呂和久君)** 天羽副委員長から聞きおきとの御意見がございました。いかがでしょうか。

[「異議なし」の声あり]

それでは、聞きおきとさせていただきます。

議事の都合により、暫時休憩します。

休憩 午前9時34分

再開 午前9時39分

○委員長(野呂和久君) それでは、会議を再開します。

それでは、3. 事前通告質疑、1. マイナンバーカードの現状と今後の方向性についてを 議題とします。

質問者の冨田委員、質疑の要旨説明をお願いいたします。一問一答でお願いいたします。

○委員(冨田牧子君) 国は、2022年度までにマイナンバーカードを全国民に持たせるという ふうに言っておりますけれど、市の現状はどうかということで4点について、それと今後ど うなるのかということでお尋ねをしたいと思います。

まず最初、現在のマイナンバーカードの発行数です。

- ○委員長(野呂和久君) この件に関して執行部の説明を求めます。
- **〇情報企画室長(古山友生君)** お答えいたします。

現在の発行枚数については、令和3年8月1日時点で3万6,083枚となっております。以上です。

○委員(冨田牧子君) 決算質疑のときに聞きましたので、これは。

次、これまでマイナンバーカードがどれぐらい利用されていたのかをお聞きしたいと思います。この間の市の広報紙の中でも、マイナンバーカードで取得できる証明書として住民票の写し、印鑑登録証明書、各種税証明書、それから戸籍証明書、戸籍の付票の写しと、この

5つについて取得できますよというふうに書いてあったんですけど、マイナンバーカードを 使ってこれらを取得した状況はどうなっていますでしょうか。

- ○情報企画室長(古山友生君) 今おっしゃられた細かなそれぞれの発行枚数は分からないんですけれども、住民票の写しや税務証明などのコンビニ交付が令和2年度実績として3,253件申請があり、発行をしております。以上です。
- **〇委員(冨田牧子君)** それは、細かくじゃなくて、全体としてマイナンバーカードを使って 取得された証明書の数ということですね。
- **〇情報企画室長(古山友生君)** そうでございます。
- ○委員(冨田牧子君) そうすると、もっと窓口へ来て取られた人もあるというふうに思うんですけど、全体のどれぐらいですかね、割合は。
- **〇情報企画室長(古山友生君)** 申し訳ございません。ちょっとその数字を持ち合わせておりませんので、改めてまた回答させていただきます。
- ○委員(冨田牧子君) 触れ込みがね、やっぱりいろんな証明書が取得できるからマイナンバーカードを使ってください、使ってくださいというふうに言っているんですけど、実際のところは、マイナポイントがありますからこれを作らないですかというふうな、これを利用してくださいという感じになっているんですけど、本来ならやはり、マイナンバーカードを使ってこれだけ便利になるんだからということで、どんどんともっと住民票の写しとか、それからいろんなことができなきゃいけないと思うんですけれど、それで全体でどれぐらいですかとお聞きしたんですけど、その数についてはもう結構ですので、3番に行きたいと思います。

本当は、今年の3月からマイナンバーカードを保険証代わりに使えることが可能だったんですけど、あまりにもそれが難しくて、この10月からということになりました。しかし、このマイナンバーが利用できる保険機関というのは、診療報酬オンライン請求の実施機関というところに限定されております。歯医者とか病床を持たないところ、クリニックね、ほとんどの皆さんが行くそういうところの診療所はこの実施ができないわけですけれども、市内また県内でオンライン資格確認システムを導入する病院はあるのでしょうか。

〇情報企画室長(古山友生君) お答えします。

厚生労働省が公表しております資料によりますと、令和3年8月30日時点で県内45の医療機関、薬局がプレ運用に参加しております。そのうち市内では、1病院、2薬局の計3医療機関に顔認証付カードリーダーが設置されております。以上です。

○委員(冨田牧子君) ちょっと室長にお聞きしてもなんですけれど、市内には随分たくさんの医療機関があるわけで、それで高齢者を含めて多くの方が病院にかかっているんですけれど、健康保険証代わりに使えるよ、使えるよと言う割には実際には使えないということですよね。今後そういうところで、今3医療機関だけとおっしゃいましたけど、市内には全部で何医療機関あるのかちょっと分かりませんけれど、そういうところまで全然波及していかないですよね、これは。使えるところは本当に限定されていますということですよね。どうな

んでしょうか。

○情報企画室長(古山友生君) 実際これ公表されておりますんで病院名を言いますと、医療機関は可児とうのう病院でございます。可児とうのう病院に聞きましたら、7月1日にカードリーダーを入れたんですけれども、なかなか上手に動かないというところで、実際にしっかり動くようになったのは調整を加えて8月中旬以降と言っておりました。

ほかの医療機関、薬局ですね、1つは下恵土にありますすみれ調剤薬局、それからもう一つは広見にありますウエルシア薬局ですけれども、すみれ調剤薬局は設置したんだけれども利用者がいないと。実際今までに利用された方はいませんということでしたし、ウエルシア薬局は機械を設置してあるんですけど、まだ現在調整中ということで使えないというような状況でございました。

私はもうちょっと普及をしているのかなあというふうに思っておりましたけれども、現実 はまだまだこれからというような状況かなあというふうに思っております。以上です。

- ○委員(冨田牧子君) これからも難しいことだろうと思うんですけど、健康保険証代わりに使うということですけど、健康保険は種類がすごくたくさんあるわけですよね。だから、それで途中で退職したらやっぱりほかの保険に切り替わるとか、ずうっとその保険で5年で更新とかいうことにはならないと思うんですけれど、その都度、もし保険が替わったらマイナンバーカードの中にある保険証というのはどのように今使っている保険証に替わるんですか。
- ○情報企画室長(古山友生君) 要は、保険が替わりましても保険の保険者さんのほうからデータを中間サーバーというところに情報を上げまして、そこへ情報を見に行くという方法を取りますので、保険が替わったからといってカードを更新しないといけないとか、そういうことは起こりません。以上です。
- ○委員(冨田牧子君) その中間サーバーってどこですか。
- **〇情報企画室長(古山友生君)** それは公表されておりませんので、分かりません。行政の中間サーバーについては、東日本と西日本とで1つずつあるということは聞いております。以上です。
- ○委員(冨田牧子君) だから、すごくいろんな触れ込みで、マイナンバーカードを使うと便利だよ、便利だよとか、こんなふうにも使えるんだよと言うけど、現実は全然そうではないということをこの保険証の一例を取っても分かるかと思うんですけれど、4番のところでお聞きするんですけど、第204回通常国会で預貯金口座の登録等に関する法が成立しました。どのような手順でマイナンバーカードと関連づけられるのか、その場合、私は前聞いたのは口座は1つだというふうに聞いたんですけれど、実際はどういうふうなんでしょうか。
- ○情報企画室長(古山友生君) お答えします。

令和3年5月19日公布の公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録に関する法律というのができたんですけれども、これ端的に言いますと、国民が公金受け取りのため、任意で1人1口座をマイナンバーとともにあらかじめ国に登録しておくことにより、様々な給付金が簡単な手続で迅速に受け取ることが可能となるという仕組みを定めた

法律でございます。

詳細につきましては、今後、政令やデジタル庁令等で規定されることになっておりますので、詳しいことは分かりませんが、法や事前の資料等を確認する限り、国に登録する段階で口座とマイナンバーを1つの口座情報として登録することになると思われます。

また、法第3条第1項で公的給付の支給等に係る金銭の授受に利用することができる1の 預金口座について登録を受けることができるとされておりますので、給付金を受け取る口座 登録は1つということになると思われます。以上です。

- ○委員(冨田牧子君) それは、必ずしも強制ではないし、銀行の窓口のところで登録の有無について必ず銀行は聞きなさいというふうに書いてあったと思うんですけれど、そういうことで確認をきちんとしてやるということですよね。
- **〇情報企画室長(古山友生君)** はい、委員おっしゃられたとおり強制ではございませんので、 任意でということでございます。以上です。
- ○委員(冨田牧子君) 何かマイナンバーカードがあまりにも騒々しくて、やれ取れ、これ取れと、これができる、あれができると言っておりますけれど、ほとんど無理なことばかりなので、私は本当にこれは大きな問題だというふうに思います。

今後もどういうふうに展開していくか、ぜひこの委員会の中で調査をしていきたいと思います。以上です。

○委員長(野呂和久君) それでは、他に御発言はございませんか。

[挙手する者なし]

発言もないようですので、この件に関しては以上で終了いたします。

次に、4.報告事項に入ります。

1.報告第10号、出資法人(一般財団法人可児市公共施設振興公社)の経営状況説明についてを議題とします。

この件に関して、執行部の説明を求めます。

○産業振興課長(河地直樹君) それでは、出資法人の事業報告、決算報告について、一般財団法人可児市公共施設振興公社について御報告いたします。

資料番号16の1ページをお願いいたします。

まず、令和2年度の事業報告となっております。

令和元年度で学校給食センター給食調理業務及び市立保育園の給食調理業務の受託が終了 し、令和2年度は可茂衛生施設利用組合から指定管理を受けていますわくわく体験館の管理 運営を行ってまいりました。令和2年度はコロナウイルス感染症のため閉館や講座の中止等 を行ったため、利用者、利用料が減少しております。

文化芸術及びレクリエーションの振興事業では、可児ガラス工房に委託し、吹きガラス、トンボ玉、ステンドグラスやびいどろ再現などの各種講座を実施し、作品展を各所で開催しております。ただし、講座を休止したり定員数を減員したりして実施してきたことから、受講者は前年度比45.6%の減の3,375人、受講料収入は前年度比46.4%減の567万9,000円とな

っております。

3ページをお願いいたします。

わくわく体験館の施設管理・貸館事業でございます。

コロナウイルスの影響から閉館等もあり、利用者数は82.1%減の3,380人、利用料収入は91.5%減の45万6,000円となっております。また、自主事業として出前講座など出張して行う講座をコロナ禍の合間を縫いながら実施してきております。

6ページをお願いいたします。

公社の運営に関するものでございます。

令和2年度は理事会を書面決議を含め3回、評議員会については2回開催してきております。収支決算や公社の解散について協議、決定していただいております。

7ページでは、組織の運営に関して職員の異動について記載しております。

同公社の解散に伴い、3人の一般職員が整理解雇となっております。そのうち1人は、可 児ガラス工房に再就職が決定し、再就職未定のお二人は産業雇用安定センターを紹介し、1 人は産業雇用安定センターを利用し、相談しながら適職を探され、1人は雇用保険を受けな がら職を探していかれるとのことでした。

続きまして、決算について説明いたします。

8ページをお願いいたします。

貸借対照表でございます。令和3年3月末現在での資産や負債を整理したものでございます。

資産の部の流動資産は、現金預金及び未収金が3,377万9,353円となっています。固定資産については、定期預金1,500万円を解散に伴い現金化して清算しており、ゼロ円となっております。その他の固定資産の車両や什器は解散に伴い、市及び可茂衛生施設利用組合への寄贈により除却となりゼロ円となっております。

一方、負債につきましては、委託費や修繕費などの未払い費用や預り金などの流動負債が928万7,990円となっています。正味財産については、市からの出捐金である寄附金1,500万円と一般正味財産949万1,363円を合わせて2,449万1,363円となります。

次のページをお願いいたします。

正味財産増減計算書でございます。

一般正味財産増減の部の経常増減の部の(1)経常収益は、わくわく体験館の利用料収益の減、学校給食センター給食調理及び保育園給食調理受託収益の皆減などにより、前年度比2億9,226万1,910円減の8,586万3,790円となっております。

次に、(2)の経常費用は、学校給食センター給食調理業務、保育園給食調理業務に係る給料手当などの減や、わくわく体験館の事業減に伴う費用減などにより、次のページとなりますけれども、前年度比2億8,926万4,471円の減、8,577万45円となっております。

経常収益と経常費用の差、当期の経常増減額はプラス9万3,745円となります。これを合わせて一般正味財産は949万1,363円となり、指定正味財産の出捐金1,500万円を合わせ、令

和2年度末の正味財産残高は2,449万1,363円となっています。

次のページでは、事業ごとの内訳表となっております。

文化芸術及びレクリエーションの振興事業と、わくわく体験館の施設管理・貸館事業は、 指定管理事業として実施しているものでございます。経常増減額は、文化芸術及びレクリエーションの振興事業がマイナス461万8,809円、わくわく体験館の施設管理・貸館事業はプラス384万7,903円、法人会計がプラス86万4,651円、全体で9万3,745円のプラスとなっております。

12ページは財産目録となっております。

先ほど御説明いたしました貸借対照表の内容を財産別に示したものでございます。

令和2年度の事業及び決算の報告は以上でございます。

平成2年に設立されて以来31年間、13の管理業務等を実施してきた同公社は、わくわく体験館管理運営事業を最後に受託する業務がなくなり、3月31日の業務終了をもって解散しております。現在は代表清算人の下で清算業務を進めているところであり、令和2年度末の正味財産2,449万1,363円から令和3年度の清算業務に係る費用190万円ほどを差し引いた残余財産を市に引き渡し、10月の評議員会で今年度の決算の承認を得て登記手続などを行い、清算業務が完了する予定となっております。

なお、残余財産の市への引き渡しの歳入について、補正予算で対応することを考えておりますのでよろしくお願いいたします。以上です。

○委員長(野呂和久君) ただいまの説明につきまして、質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

発言もないようですので、この件に関しては終了いたします。

次に、報告事項2. 中小飲食店・小売店等応援プレミアムクーポン事業についてを議題と します。

この件に関して執行部の説明を求めます。

○産業振興課長(河地直樹君) よろしくお願いします。

資料のほうは、総務企画委員会資料1のほうをお願いいたします。A4縦1枚になっております。

中小飲食店・小売店等の応援プレミアムクーポン事業について、内容を説明させていただきます。

事業概要につきましては、まずはプレミアム分をつけたクーポン券を発行し、消費を下支 えし、中小事業者を支援するという目的になっております。

事業内容につきましては、裏面を少し見ながらですけれども、裏面に大まかな流れが書いてありますので、それも参考に見ながらお願いします。

まず、クーポン券のほうですけれども、額面、1シート5,000円のシートを市が作成しま す。こちらのほうは500円券が10枚ついているものでございます。

配付につきましては、各申込店舗から配付希望数を受け付けて、シートを各店舗に配付い

たします。シートを受け取った各店舗で来店者、店に来たお客さんに5,000円のクーポンを 3,500円で販売していただくというものです。

それで、5,000円と3,500円の差額のプレミアム分につきましては、市が補助金として事業者に交付させていただくという流れになります。

クーポンの使用期限は令和4年3月31日というふうに考えております。

数につきましては、6万シートですね、シート6万枚を配付したいということを考えております。ですから、金額に換算しますと5,000円掛ける6万シートで総額3億円と、プレミアム分については9,000万円となります。

それから、販売していただきます対象店舗につきましては、飲食店をはじめとする市内の小売・サービスを行う中小事業所を対象にしたいと考えております。想定としては350店舗ぐらいではないかというふうに想定していますけれども、店舗としましては市内にあること、それからKマネーの協力店であることや商工会議所の会員や観光協会の会員であること、それから法律に基づく、中小企業基本法に基づく中小企業者であること、それから岐阜県のミナモステッカーを取得している、掲示していることや、県による時短営業要請等に協力いただいているということを要件にしていきたいと思っております。

各店舗の販売につきましては、先ほど申し上げましたようにシートを各店舗でお客さんが 買っていただきます。その際には、購入される希望者が店舗で住所とか名前を書いていただ いて、購入申込みをいただきます。同一名義人で同じ店で買えるシートについては、2シー トまでというふうにさせていただきたいと考えております。

購入の際につきましては、身分証明書によって本人かどうか確認させていただいて販売を していただきたいと思っております。

それから販売時期につきましては、2期に分けて設定したいと今考えております。期ごとに協力店にシートを配付するという流れになります。第1期につきましては、まずは買える方は市民限定にしたいと思っております。その1期が終わりました第2期につきましては、市外の方にも買っていただけるようにしていきたいと思っております。

補助金につきましては、期が終わりました都度、まとめて市のほうに事業所から申請いた だくということになります。

それから、市民向けの周知につきましては、対象店舗のチラシ等を作りまして、「広報かに」や新聞折り込み等で周知をしていきたいと考えております。

名称につきましては、こちらは「得とく可児みせ応援チケット」という名前をつけさせていただきまして、「かにチケ」ということでPRしていきたいと考えております。

あと、販売時期につきましては、1期、2期と分けて販売の時期を設定させていただくということを説明させていただきましたけれども、今、緊急事態宣言も出ておりますので、宣言の期間とか状況を踏まえて募集やシート配付、販売の時期を決定して実施したいということを考えております。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

- **〇委員長(野呂和久君)** ただいまいただきました説明につきまして、質疑はございますか。
- ○委員(松尾和樹君) 私のほうからは、この補助金なんですけど、1シート当たり1,500円の補助金というのが一律というのが妥当なのかどうかということなんですけど、そこについての議論は何かされましたでしょうか。
- **○産業振興課長(河地直樹君)** 各店舗ごとでプレミアム分を変えるということは考えていません。プレミアム分で一律で3,500円に対して5,000円使えるということで一律で考えております。以上です。
- ○委員(松尾和樹君) それでは、なぜそのような質問をしたかといいますと、対象店舗の⑤ 番を見ていただきたいんですけど、県による休業や時短営業要請への協力というところで、 これ、実際に今、例えば緊急事態宣言が出ていて、協力金というものが国・県のほうから、 それから市も含めてですけれども、協力金というのが今回でしたら下限で4万円、上限10万 円というのが設定されております。

この対象となっているところに条件がありまして、お酒、それからカラオケを提供している、また営業時間のほうが20時以降も営業していたところが20時までに時短の協力をしたところが該当されるということで、裏を返せば、もともとお酒やカラオケを提供していない飲食店かつ営業時間が20時までの飲食店というのは、この協力金の対象にならないということで私は理解しているんですけれども、そうすると、市内の飲食店で今言った対象となっていないところに関しては、協力金を受け取れていないというところで、ちょっと不公平じゃないのかというような声を広く聞いております。

そこに対して、本市として地域密着というところで、何か抜け落ちているところに対して 特別な手当て、補助があってもよいのではということを思うのですが、そこに対する見解、 お考えをお聞かせいただけますでしょうか。

O産業振興課長(河地直樹君) 今、そういうお酒を出しているところ、カラオケがあるところは時短要請、または休業要請の対象になっているということで協力いただいています。協力金が支払われますけれども、それの対象になっていないところは協力金が出ないということですけれども、そこは国とか県が考えた制度で、お酒を出せないというところで大きな影響があるということで協力金が考えられているということで、それ以外のところは通常営業でできるということで、それほど影響がないんではないかということで制度が定められたと思います。

我々もその制度をもってやっていますので、それについてこのクーポンで分けてプレミア ム率を変えるとかそういうことは考えておりません。以上です。

○観光経済部長(高井美樹君) 本来、昨年度はテークアウトで飲食店のみを対象にやりました。今回は、さらにそこを拡大してやるということなので、それは対象を広げたということになるので、飲食店であれ、飲食店のないところであれ、そういったところを全て対象にしてやっていこうということなので、それは、その不公平感をなくすという努力をしたというふうに我々は考えています。

- ○委員長(野呂和久君) 他に質疑はございませんか。
- ○委員(澤野 伸君) すみません、販売数6万シートですけれども、対象事業者協力、これに対応すると、参加される事業者さんは350店舗見通しですが、その店舗さんが最初にそのシートを預かる分というのは、これはどういうふうに配分をさせるかということをお尋ねいたします。

事前にこれ、シートを預かるものなのか、事前に店舗側が購入するものなのか、その辺を 教えてください。

- ○産業振興課長(河地直樹君) 各店舗から何シート販売するかシートの申込みをいただきます。店舗によって100シートなのか50シートなのかという申込みをいただいて、各店舗に申込みに応じてシートをお渡しします。店舗のほうではそのシートを持っていて、お客さんが来られたときに、そこで3,500円を頂いて5,000円のシートをお渡しすると。お客さんがそのシートを持っていて、都合のいいときにその店を訪問して、そのシートで買物なり消費をしていただくという流れになります。
- ○委員(澤野 伸君) シートの在庫の扱いはどうなりますか、売れ残り。
- O産業振興課長(河地直樹君) 売れ残った場合は、1期、2期に分けますので、まずは1期でシートを申し込んでいただいてやっていただいて、その後、2期について、その各店の判断で追加で申込みされるところもありますし、1期で残っているのでそれを2期でも販売するという店はあると思いますので、1期の状況を見て、そこは調整していきたいと思っております。
- ○委員(澤野 伸君) 最終的に売れ残った場合は無駄になりますよね。
- **○産業振興課長(河地直樹君)** そうですね。それは、買っていただくということで、何とか 行政としてもPRしたいと思いますし、店側も頑張ってと思っていますけれども。
- ○観光経済部長(高井美樹君) これ、第1弾、第2弾に分けたのは、テークアウトのときの 反省を受けて、テークアウトのときにたくさんやりたいと思ったんですが、結局ほとんどテークアウトを売らずに300円の券が残ったところがいっぱいあったんです。なので、第1弾、第2弾に分けて、第1弾でたくさん売れたところは第2弾でお渡ししますよと。第1弾であまりにも少なければ、そこは我々として話をしてどうするかというのは、先方にとにかく残った分をしっかり売るようにということを指導しながらやっていくということなんですけれども、その辺のところはやっぱりお店が自分のところで、まずは自分のところの商売について一生懸命取り組んでいただくということになるかと思います。

なので、河地課長が申し上げたとおり、とにかくウオッチングしながら努力をしていただいて、最後に残ったものは、それは例のテークアウトのときも同じだったんですけど、多少なりそういったものが出てしまうというのは、出てしまうかなあというところはあります。 それは努力はします。そのために2弾に分けてやります。

〇委員(澤野 伸君) 非常にうがった見方をしますよ。店舗がたくさん持ちますわね、シートを。売らずに実績をかけてプレミアム分を消化したとして、また市からいわゆる店舗内で

ぐるぐると回しちゃうと、一応それは処理できるんですよね。例えば従業員が買ったとかそういうふうにしてあっちこっちさせると、プレミアム分はそのまま店舗に入るというような抜け穴があるんですよね、預かりにすると。分かりますか、私の言っていること。

- ○産業振興課長(河地直樹君) そうですね。そこは、全て抜け穴を塞ぐというのはなかなか難しいかもしれませんけど、今の方法としましては、購入者の身分証明書を確認して、名前と住所と電話番号を書いたものをリストを作っていただいて、それを市のほうに頂くということにしておりますので、それに基づいて1,500円支払うという手続になりますので。
- ○委員(澤野 伸君) そのお客さんの手間とそのリスクを外すなら、店舗に買ってもらったほうが早いんですよね。自分が売れるという実績をかけて、例えば1か月ごとで購入をして販売していくほうがスマートだし、お客さんにも手間がかからないというふうに思うんですよね。

例えばこれ、第2部で市外のお客さんもまた住所を書けとかいろいろやったら、多分ほかの市でこんなことをやっていないのに、何でここだけこんなことをやるんだみたいな話にもなりかねないし、一番もっと手間がかからないやり方というのは、店舗さんがこれぐらい売れるだろうということで買っていただいて販売していると、それはもうリスクも店舗側が負うし、売る努力も当然するだろうし、そのほうが私はスマートだと思うし手間がかからないと思うんですが、その辺の議論というのはされましたか。

- ○観光経済部長(高井美樹君) 買取りのやり方というのも、それは当然我々としてもいろいろ手法がありますけれども、じゃあ、例えば100シート買うと5,000円で50万円とか、そういう額が一気に必要になってくると。今そのいろいろな飲食店さん、いろいろな経営状況のところがあるかと思いますけれども、そこに最初から負担を強いて、本当にこの事業が成功できるのかという話になると、やはりこれは一旦預かりをしていただいて、しっかりと個人の証明を確認していただいて販売をするという形がベストだろうという判断で、この事業をこういった形で組み立てているというところです。
- ○委員長(野呂和久君) ほかに質疑はございませんでしょうか。
- ○委員(松尾和樹君) 販売の時期についてですけれども、先ほどの御説明ですと、今のコロナの状況を踏まえてというようなお話だったんですけれども、これはなるべく早く実施していただいたほうがいいと思うんですけれども、例えば最短だとどれくらいからスタートするというようなことになりそうなんでしょうか。
- O産業振興課長(河地直樹君) 期間としては、先ほど申し上げましたように、これからやらなきゃいけないことは事業者の募集、それからシートに事業者の名前を印刷します。それを事業者に配付、事業者で準備という期間が必要になりますので、取りかかって事業者を募集してから1か月ぐらいは開始するまでには時間が必要だと考えておりますので、仮に10月から始めても11月からと、そういうスパンになると思います。以上です。
- ○委員長(野呂和久君) 他に質疑はございませんか。
- **〇委員(大平伸二君)** 先ほどの澤野委員の質疑とちょっと兼ねるところがあるんですけど、

取扱事業者さんに対して供託金を取るという考え方も、全額買い取れというんじゃなくて、 そういう議論もされているんですか、これ。

- ○観光経済部長(高井美樹君) 事業者の負担で買取りをしていただくかどうかというのは議論しました。供託金のところについては議論はしていないです。やはり今回は、まずこの飲食店、その他の事業者にしっかりと信用を持ってやっていただくということを前提に我々としてはやりたいということです。
- ○委員長(野呂和久君) 他に質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

発言もないようですので、この件に関しては以上で終了いたします。

次に、報告事項3. 令和2年度可児市総合戦略の効果検証結果と見直しについてを議題と します。

この件に関して執行部の説明を求めます。

○総合政策課長(水野 修君) 令和2年度の総合戦略の効果検証について説明をいたします。 お手元の資料番号2-1、令和2年度可児市総合戦略効果検証結果をまず御覧いただきた いと思います。

まず最初に、8ページを開いていただきたいと思いますが、ちょっと文字の訂正だけお願いをしたいと思います。

基本目標 2、総括シートの(1)シティプロモーションの推進の中でございますが、3つ目の黒丸のところです。2月14日までという、この行でございますが、一番後ろのところに「コンシュルジュ」というふうに書いてあります。これ、表記のほうが日本語の表記としては「コンシェルジュ」のほうがいいということでございましたので、こちらのほう、御訂正のほうだけお願いをいたします。

あわせて、10ページにも同じように②の市の魅力や地域資源をPRしますの主な事業による成果、真ん中ほど、それから達成度に対する評価の2行目のところにも同じような形で表記がされておりますが、こちらのほう「コンシュルジュ」、または「コンシェルジェ」という言い方もあるようですが、こちらの場合は「コンシェルジュ」という形で表記をさせていただきます。こちらのほうは、今後、公表の際に修正をして出したいと思います。

また、こちらの資料につきましては、私ども、かなり見ておるところではございますが、 やはり誤字、脱字等出てくる場合もございます。その場合は、公表の際には併せて修正をさ せて公表をさせていただきますので、御承知おきをお願いいたします。申し訳ありません。 それでは、総合戦略の効果検証の説明のほうに移りたいと思います。

こちらの効果検証につきましては、毎年、前年度の結果を検証いたしまして、9月議会の総務企画委員会で報告しているものでございます。今回は第2期総合戦略の1回目の効果検証ということになります。

検証結果につきましては、表紙にもございますように、4つの基本目標ごとに総括シート と効果検証シートで構成をしております。 それでは、1ページをお願いいたします。

1の効果検証の流れで示してありますように、ステップ1で各課において事業を評価し、 それをステップ2で総合政策課のほうで取りまとめております。ステップ3で庁内の総合戦 略推進委員会、こちらで検証いたしまして、ステップ4で外部委員によるまち・ひと・しご と創生推進会議に諮り、取りまとめをしたものでございます。

目標の達成度につきましては、こちら、3の達成度について記載をしておりますが、こちらのほうの算定式によって計算をしておりまして、その上の2の数値目標及びKPIの評価についてにありますように、SからCまでの4つの区分で評価をしております。

それでは、3ページをお願いいたします。

こちらは、基本目標1の総括シートになります。「元気」というキーワードで「安定した 生活基盤を築ける「人と経済が元気なまち」を創る」という目標でございます。

総括シートは、次ページ以降の4ページから6ページの各効果検証シートに記載しております基本目標を目指して実施した取組をまとめたものでございます。総括シートの構成は、上段に数値目標、中ほどで主な取組状況、下段では取組の結果を受けての課題等がございまして、その下に課題を受けて次年度に取り組む内容として新規・改善というふうな構成になっております。

同様に8ページにおきましては、基本目標2の総括シートで、「魅力」というキーワードで「市の魅力を向上・発信することにより、人を引きつける「魅力とつながりのあるまち」を創る」という目標、16ページでは、基本目標3の総括シートで、「希望」というキーワードで「子育て世代が安心して、妊娠・出産・子育てができる「子育ての希望がかなうまち」を創る」という目標、それから24ページにつきましては、基本目標4の総括シートでございまして、「安心」というキーワードで「地域で安心して暮らし続けることのできる「健康と安心が実感できるまち」を創る」という目標になっております。

本来ですと、内容を一つ一つ御説明させていただきたいところではございますが、相当の量がございまして、なかなかこれを全部時間内で説明するというのは難しいものでございますから、申し訳ございませんが、それぞれで見ていただいてということで御了承をお願いしたいと思います。

なお、31ページには、各基本目標の総括シートで設定いたしました数値目標の数値を、32ページ以降には、その各基本目標におけます効果検証シートで設定いたしましたKPIの数値を抜き出してまとめて記載してあります。

指標の数値につきましては、御覧いただきますと分かると思いますが、今回はBあるいは Cの判定が多くございます。これは、いずれも新型コロナウイルス感染症が大きく影響して いるところでございます。

それから、14ページの基本目標2のKPI、児童・生徒が「今住んでいる地域の行事に参加している」と回答した割合、それから同じように20ページ、基本目標3のKPI、各小学校における幼保小連携推進会議に参加する幼保育園、幼児施設の合計数、それから次のペー

ジの21ページのKPI、ココロとカラダワークショップを体験した児童・生徒の満足度については、やはりコロナ禍の関係によりまして、本来データを取るべきところの行事が実施できておりませんので、実績値欄に「実施せず」という表記をさせていただきまして、達成度は「-」表記ということでさせていただいております。

全体といたしましては、コロナ禍はあるものの、総合戦略の基本方針、住みごこち一番・ 可児〜安心、元気、楽しいまち〜の推進に向けて取り組むことができたと考えております。

それでは、続きまして、第2期可児市総合戦略の改定について御説明をさせていただきた いと思います。

○委員(冨田牧子君) 今のところでちょっとお聞きしたいことがあるんですけど、いいですか、先に行かれる前に。

例えば、8ページのところにウイズコロナという表現があって、これって結構ウイズコロナと書いてあるんですけど、一体いつをもってウイズコロナというのか。そしてポストコロナにはこうしたいということが書いてあるんですけど、そこら辺のウイズコロナって一体いつのことを言われているのか、どうなんですか。

読む人によっては、まだウイズコロナじゃないしと思うし、今真っ最中だし、一体いつになったらそういう時代が来るのかなあと思っているところもあるし、ポストといえば、もうずうっとずうっと先のことに思うんですけど、もうちょっと記述の仕方を変えたほうがいいんじゃないですか。

○総合政策課長(水野 修君) ありがとうございます。

ちょっと表記的にはなかなか伝わりづらいところでございますが、ウイズコロナにつきましては、私どもといたしましては、もう現時点からコロナを前提としていろいろ考えていかなきゃいけない、そういったことでのウイズコロナでございます。

アフターコロナにつきましても、いつ終わるか分からないというのは確かにありますが、 ただ、コロナが終息する、それからコロナが下火になってくる、そういったところでどうい うふうに手を打っていくか、そういったような表記でございます。

こちらの表記につきましては、またちょっと御意見いただきながらいろいろ考えていきたいと思いますので、また御指導をお願いしたいと思います。ありがとうございました。

〇委員長(野呂和久君) 他に、この総合戦略の効果検証結果の先ほどの御説明で質疑はよろ しかったでしょうか。

[挙手する者なし]

では、そのまま次、お願いいたします。

○総合政策課長(水野 修君) ありがとうございます。

それでは、続きまして、第2期可児市総合戦略の改定について御説明をいたします。

資料番号2-2. 第2期可児市総合戦略を出しておいていただきたいと思います。

こちらのほうにつきましては、国の第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略を踏まえまして昨年10月に策定をしております。令和6年度までの5年間を対象期間としております。今

回は、一部変更により改定を行うものです。変更する点について御説明をいたしますのでお願いいたします。

それでは、資料の3ページのほうを御覧いただきたいと思います。

こちらのほう、国の第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略が改定されておりますので、 その概要を載せ替えて記載してあります。

変更された点につきましては、朱書きの部分でございます。新型コロナウイルス感染症の 影響を踏まえた地方創生の今後の方向性とそれに対する国の姿勢が追加されております。

次に、真ん中のところでございますが、2. 地方とのつながりを築き、地方への新しいひとの流れをつくるにおいて、地方移住の推進等、各4項目の説明が追加されております。

次に、その右の縦書きの部分ですが、新しい時代の流れを力にするの中の2項目に説明が 追加をされました。

続きまして、6ページをお願いいたしたいと思います。

国の追加方針を受けまして、市といたしましては、(4)新型コロナウイルス感染症予防対策についてと(5)デジタルトランスフォーメーション (DX) の推進についての2項目を追加させていただきます。

続きまして、9ページをお願いいたします。

(2)地域産業の活力づくりの中の①創業・起業を支援しますの表の中、4つ目の点のところでございますが、同じく国の追加方針を受けまして、再生可能エネルギーの次に(脱炭素)を追加いたします。

続きまして、その下、重要業績評価指標(KPI)の可児市の自慢できる地域資源を回答した人の割合(アンケート)でございますが、こちらの基準値を「87.0%」から「86.4%」に変更しております。これは、毎年市民の方にアンケートを行っておりますが、対象人数を全年齢層で2,000人、それとは別に20代から40代の若年層1,000人でアンケートを行っております。第1期の総合戦略からKPI指標では全年齢層2,000人のアンケート結果を使っておりましたが、第2期総合戦略策定時には、若年層も含めた3,000人の結果で基準値をつくってしまいました。第1期からの一貫性を保つためにも、同じデータでの基準にしたいと思います。

なお、11ページの数値目標、可児市に愛着がある人の割合、それから13ページのKPI、可児市にずっと住みたい人の割合、それから16ページの数値目標、「子育てしやすい」と感じている市民の割合、再掲ですが17ページのKPI、可児市にずっと住みたい人の割合、それから21ページの数値目標、地域で安心して暮らせると感じている人の割合と同じページのKPI、30分以上の運動を週2回以上、1年以上続けている人の割合の各基準値につきましても、同様の理由により変更させていただきたいと思います。

戻ります。続いて11ページをお願いしたいと思います。

(1)シティプロモーションの推進の中の①観光資源を掘り起こし、磨き上げ、魅力を伝えることで交流人口を増やしますの文章2段落目、花フェスタ記念公園やその周辺の歴史資産

の次に「木曽川等自然資産」を追加いたしました。これは、市内には歴史資産だけでなく木 曽川等の自然遺産もシティプロモーション的に重要であるとの認識により、表現を加えるも のでございます。

それから、現時点では修正をしておりませんが、同じページ内の文章中及び表中にあります花フェスタ記念公園という表現でございますが、今年10月9日から「花フェスタ記念公園」が「ぎふワールド・ローズガーデン」に名称変更されます。この後、総合戦略の公表時には、ぎふワールド・ローズガーデンに改めますので、あらかじめ御承知おきをいただきますようお願いいたします。

続きまして、18ページをお願いします。

重要業績評価指標(KPI)の不登校児童・生徒の出現率及びいじめ解消率ですが、これまでは表の中に参考値と記載しておりましたが、分かりにくいということから、表の頭に(参考値)というふうに表記をし直しました。

続きまして、22ページの同じく重要業績評価指標(KPI)の自治会加入率でございますが、自治会加入率の算出方法が各地域ばらばらであることが分かりまして、参考値ではありますが、KPIとしてあまりよろしくないとのことで外させていただきます。

最後に、23ページをお願いいたします。

中ほどよりやや下、③将来にわたり持続可能な公共施設を運営・管理していきますの表中、 主な担当でございますが、公共施設マネジメントにつきましては、担当が「企画部総合政策 課」から同じく「企画部財政課」に替わっておりますので、それに伴う変更をしております。 第2期可児市総合戦略の改定箇所につきましては以上になります。

令和2年度可児市総合戦略の効果検証結果及び第2期可児市総合戦略の改定につきましては、7月29日に開催いたしました外部の市民委員によるまち・ひと・しごと創生推進会議に諮っております。この後につきましては、10月を改定といたしまして公表等の準備を整えまして順次進めさせていただきたいと思っております。以上でございます。

〇委員長(野呂和久君) ただいまいただきました執行部からの説明、効果検証結果も含めまして令和3年10月の改定版の先ほどの説明と2つ、質疑等ございましたらお願いします。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので、この件に関しては以上で終了をいたします。

1時間半ほどたって休憩を入れたいのですが、4、5、6が12月の議会の予告の内容となっておりますので、できればここまで進めさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

[「はい」の声あり]

ありがとうございます。それでは、続けさせていただきます。

次に、報告事項4. 可児市土地開発公社定款の一部を改正する定款についてを議題とします。

この件に関して執行部の説明を求めます。

○総合政策課長(水野 修君) 可児市土地開発公社定款の一部の改正について、土地開発公 社事務局として次の議会で議決をお願いするものでございます。したがいまして、現時点で 今回は特に資料はございませんのでよろしくお願いいたしたいと思います。

今回の改正につきましては、コロナ禍のような状況等、やむを得ない理由のために理事本人による理事会への出席が困難な場合や、理事会を開催することができなくなった場合を想定いたしまして、そういうような状況に対応するための条文を定款に定めることを予定しております。

定款の変更につきましては、可児市土地開発公社定款第16条第1項第1号による理事会の 議決を経た後、公有地の拡大の推進に関する法律第14条の第2項に基づきまして、市議会の 議決をいただくため、12月議会に議案として提出させていただく予定でございます。

議決後は、岐阜県知事の認可を受けまして、定款の変更が完了することになります。以上 でございます。

○委員長(野呂和久君) ただいまの説明につきまして、質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

発言もないようですので、この件に関しては以上で終了いたします。

次に、報告事項5.押印等の見直しに伴う関係条例の整備についてを議題といたします。 この件に関して執行部の説明を求めます。

○総務課長(武藤 務君) 内容説明に入ります前に、一部資料の訂正をお願いします。

資料 3 でお手元にお届けしています行政手続における押印・署名の見直しについての一番最後、第 5 項の今後のスケジュールのところで、1 (1) とか 1 (2) と記していますが、その「1」を「3」に訂正をお願いします。第 3 項の 1 号または 2 号としなければならないところを第 1 項の 1 号または 2 号としてしまいました。大変申し訳ございませんでした。

それでは、説明に入らせていただきます。

行政手続における押印の見直しにつきましては、令和2年12月10日開催の総務企画委員会でお話をさせていただいております。その時点では、国からの押印の見直しについての指針などの提示はございませんでしたが、昨年末、国から地方公共団体における押印の見直しマニュアルが示され、また、岐阜県では行政手続の見直しマニュアルが作成されました。これらのマニュアルなどを参考として、本市においても見直し方針を整理し、市民の利便性の向上及び負担軽減並びに行政手続の簡素化、効率化を図るため、押印及び署名の見直しを現在行っております。

まず、本市の押印の見直しの基本的な方針としましては、資料の第1項、押印の見直し方針にありますとおり、(1)として認印及び印鑑証明書の提出を求めない登記印または登録印は原則廃止し、記名とします。

(2)として、市が権限を有しないもの及び押印を求めることに合理性、必要性があり、押印以外に代替手段がないものについては存続します。

このことは、次項の署名の見直しについても同様で、当該方針に基づき、現在作業を進め

ております。

次に、見直し対象とする手続としましては、第3項に記載してありますとおり、(1)の条例、規則及び訓令で定められた手続及び(2)のそれ以外の定められた手続で、内部手続も含むものとしておりますので、市の全ての手続を対象として考えております。ただいまのところ作業途中ですので、確定した件数などをお示しすることはできませんが、3の(1)条例、規則及び訓令で定められた手続の件数としましては、データベースを活用して集計したところ、対象となる例規が約330本で、その中の約2,200件の手続が見直しの対象となります。先ほど申しましたとおり、3の(2)のそれ以外の手続も加えますと、3,000件前後の手続になるのではないかと考えております。

条例に限って申しますと、対象となる条例は、可児市職員の服務の宣誓に関する条例、可 児市公告式条例、可児市認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例、可児市固定資産 評価審査委員会条例、可児市議会委員会条例の5本です。これらの条例につきましては、先 ほど説明しました第1項、第2項の押印・署名の見直し方針に基づき検討し、改正が必要な 条例については次議会において上程する予定です。

今後のスケジュールとしましては、第5項でお示ししているとおり、条例改正が必要なものは12月議会に上程、それから並行して規則や訓令の改正手続を行います。さらに、各部署で運用しているマニュアルなどの改正を行っております。条例を含め、例規に係るものについては令和4年1月1日を施行日とし、各部署で運用しているマニュアルに係るものについては適宜改正し、実施してまいります。

説明は以上です。

○委員長(野呂和久君) ただいまの説明につきまして、質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

発言もないようですので、この件に関しては以上で終了いたします。

次に、報告事項 6. (仮称) 可児市デジタル化推進実行計画の策定についてを議題とします。この件に関して執行部の説明を求めます。

○情報企画室長(古山友生君) 資料4を御覧ください。

(仮称)可児市デジタル化推進実行計画の策定について、現状の御報告と今後、市の計画 の基となる国の進める自治体デジタルトランスフォーメーション推進計画の概要を簡単に御 説明させていただきます。

まず、現在策定を進めております市の実行計画についてでございます。

目的につきましては、国及び県の示すデジタルトランスフォーメーション推進計画に準じて当市のデジタル化施策の方向性及び取り組むべき事項、内容(工程)を具体化するため市の計画を策定いたします。

策定時期につきましては、令和3年度中を予定しております。策定の際には議会のほうに も報告をさせていただきます。

その他としまして、計画は庁内の各部署の職員で構成されたICT推進委員会で検討・作

成を進めていきます。県の岐阜県デジタルトランスフォーメーション推進計画につきまして も現在策定中でございますので、県の計画内容も確認しながら市の計画も策定していく予定 でございますので御承知おきください。

続きまして、下に参考とございますが、国の自治体デジタルトランスフォーメーション推 進計画の概要が載せてございます。

簡単にですけれども説明させていただきますと、そもそもデジタルトランスフォーメーションなのに英語表記でなぜDTと表記せずDXと表記するかということでございますが、英語圏のほうではトランスをXと略して表記するのが一般的になっておりまして、これに準じて表記するため、DTと表記せずDXというふうに表記するということとされております。

また、デジタルトランスフォーメーションとは何かということでございますが、直訳するとデジタル変換という意味になるんですけれども、国の計画によれば、制度や組織の在り方をデジタル化に併せて変革していくということをDXと言っております。もう少しかみ砕くと、ここの自治体におけるDX推進の意義というところにも書いてございますが、住民の利便性の向上を一番に考え、行政の業務の見直しを図るとともに、デジタル技術やAI技術を活用することで業務効率化を図り、人的資源を行政サービスのさらなる向上に結びつけていくことがDX、デジタルトランスフォーメーションということになると言っております。

次に、裏面の2ページですけれども、国の計画では、重点の取組事項ということで6つ上 げてございます。

1番は、情報システムの標準化・共通化ということでございますが、現在、各自治体の情報システムについては、各市町がそれぞれに各ベンダーと契約し、システムを構築し、管理運営しておりますが、今後はこれを全て国が整備、管理するガバメントクラウド上に各ベンダーが全国共通の標準仕様に準拠したアプリケーションを構築します。各市町は業務ごとにベンダーを選択し、契約することで基幹業務のアプリケーションをオンラインで使用することができるようになるという計画でございます。各市町は令和7年度末までに現在のシステムから新たなアプリケーションにシステムを移行するということになっております。

続きまして、②番です。マイナンバーカードの普及促進ということですが、これは予算決算委員会でも御説明しましたけれども、国におきましては令和4年度末までにほとんどの住民がマイナンバーカードを保有することを目指しているということでございます。

続きまして、行政手続のオンライン化ということですが、令和4年度末までにマイナンバーカードを利用し、自治体サービスからオンライン申請ができるようにすることを国としては目標としております。市としましても、このオンライン化については現在準備を進めておるわけでございますが、先ほど総務課長から説明がありました押印廃止にも関連して、基本的には押印廃止した申請書等については紙で提出していただく必要がなくなってきますので、住民の方の申請方法の選択枠の一つとしてデータでオンライン申請を受け付けていくことも可能になるように進めてまいります。

続きまして4番目、AI・RPAの利用推進ということでございますが、AIは人工知能

を利用した技術ということでございます。RPAといいますのは、ロボティック・プロセス・オートメーションの略でございますが、人がコンピューターを使って行っていた作業をロボットを使って自動操作させるということ、そういう技術を取り入れるということを言っております。今後は、事業見直しを契機にAIあるいはRPAの技術の導入を推進してまいります。

それからあと5番目、テレワークの推進、それから6番目としましてセキュリティー対策 の徹底ということでうたっておりますが、これも現在行っておりますので、引き続き対応を していくということでございます。

いずれにしましても、既に庁内におきましてはデジタル化に併せて取組を進めております。 計画策定と同時進行ということになっておりますけれども、庁内では職員のデジタル化の知 識向上や業務改善につなげるための棚卸しということで進めておりますので、御承知おきを いただきたいと思います。以上でございます。

- ○委員長(野呂和久君) ただいまの説明につきまして、質疑はございませんでしょうか。
- ○委員(冨田牧子君) すみません、AIとRPAを導入するというふうな話でしたけど、今、 議会では一般質問の反訳をAIがやっているんですね。ところが、この前、私が総務部長に 聞いた質問の中で、計画はありませんかというふうなことを聞いたときに、AIの答えが、 本当はないとおっしゃったんですよ、だけど、計画はございますというふうにまるっきり 180度違うように翻訳されていたんです。

そういうことからして、やっぱりまだまだAIというのは、本当に十分な人間に代わるようなものではないというふうに私は思っていますので、これを人に代えて導入するとかそういうふうなことはもっともっと慎重にしていっていただきたいなあというふうに思いますけど、それが1点。

もう一つしゃべってもいいですか。それから、先ほどの資料2-1の効果検証シートの中に、80歳の方を全て訪問した孤立防止事業のことが書いてあったんですけど、その中でやっぱり、まだまだ紙の情報を必要としている高齢者の人がたくさんいると。とてもこの流れに乗っていけないと、私も乗っていけませんが、ということで、私はデジタル化は必要だとは思うんですけれども、一人も取り残さないでデジタル化になんて、そんなこといけるわけないので、本当に今までのことも併せてちゃんと存続させて、それでデジタル化できるところはデジタル化して簡略に効果的にやっていただくということはいいと思いますけど、そういう意味で一人も取り残さないようにしていただきたいと思います。ある方向にみんなこっちでやりなさいというんじゃなくて、それができない人はやっぱりこういう方法がありますよということをきちっと指し示していただいて進んでいっていただけたらと思います。以上です。

○情報企画室長(古山友生君) 今、冨田委員の言われたとおり、こういったAIとかRPA の導入につきましては、慎重に検討しながら導入を進めていくということになろうかと思い ます。 それから、もう一点の件でございますが、1ページの意義のところで最初に書いてございますが、国の目指すデジタル社会のビジョンとして、デジタルの活用により一人一人のニーズに合ったサービスを選ぶことができ、という表現がございます。これは、当然デジタルで申請できる方はデジタルで申請をいただければ結構ですし、紙での申請を望まれる方につきましては紙で申請をしていただいてもいいと。そういった両方に対応できるようにサービスを展開していくと。国も、デジタル化もしますと。なので、全部デジタル化するという意味ではございませんので、その辺のところは御承知おきいただきたいと思います。以上でございます。

○委員長(野呂和久君) 他に質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

発言もないようですので、この件に関しては以上で終了いたします。 ここで、11時5分まで休憩をいたします。

休憩 午前10時53分

再開 午前11時05分

〇委員長(野呂和久君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

5番、協議事項1. コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意 見書の提出についてを議題といたします。

資料5を御覧ください。

まずは、事務局よりこの意見書が提出されました背景について説明をいたします。

○議会事務局書記(桜井孝治君) それでは、最初に事務局より背景について御説明を申し上 げます。

資料は、本日朝、配付いたしました資料 5 (追加) というのを御覧いただきたいと思います。

依頼元は、この資料の写しの右上にあります全国市議会議長会でございます。

趣旨は表題にありますように、コロナ禍による厳しい財政状況に対処し、地方税財源の充 実を求めるものでございます。

概要はかいつまんで御説明いたしますが、地方財政については令和4年度においても厳しい財政運営を余儀なくされるものと予想されること、今年の全国市議会議長会の定期総会において、令和4年度一般税源総額の確保や、固定資産税の土地に係る特別措置の期限を延長しないことを要望事項として決議したこと、また、今年の地方財政委員会でも固定資産税の償却資産や、自動車税等の特例措置のさらなる延長をしないことを要望することを議決したこと、これらのことを踏まえて各市議会におかれましても、こういう状況を理解いただいて、9月定例会において意見書を関係機関に提出をいただきたいというものでございます。

その内容につきましては、資料5にあります意見書の案というものにつながってまいります。こちらの内容はいずれも、さきの議長会の定期総会とか地方財政委員会で了承をいただ

いた内容が列記してございます。

参考までに現時点では、県内21市ございますが、そのうちの4市が意見書の提出を決定しております。文面はこの原案のままでございました。

今後については、これまでの状況などもありますでしょうが、最終的には21市のうち7割から8割程度がこの原案どおり提出するものと考えております。

意見書の提出の背景と現状について御説明申し上げました。以上です。

〇委員長(野呂和久君) ありがとうございました。

それでは、引き続きまして意見書(案)の内容の記について、まずは簡単ですが説明をさせていただきます。

1つ目の令和4年度以降の文章ですが、令和3年度の地方財政計画の水準を令和4年度も同水準というふうにしているけれども、社会保障などの年々増大分を考えると、十分な総額を今後も確保することというような内容が1つ目の文章です。

2つ目、3つ目は、今行っております新型コロナウイルス感染による社会経済活動や国民 生活の環境の変化を踏まえた措置についてです。

2つ目の固定資産税はという部分のところは、事業者の収入が減少した中小事業者などに 今行っています固定資産税等の軽減措置について、令和3年度のみとしてほしいという内容 です。

3番目につきましては、土地の固定資産税の課税標準額を前年度、令和2年度に据え置いて税額の上昇を抑える措置を令和3年度に行っておりますが、これを令和3年度のみにしてほしいという内容の文言です。

4つ目が自動車税の環境性能割、これは以前は自動車取得税と言っておりましたが、これの税率、現在1%軽減がされております。これは、2019年10月から令和3年、今年の3月31日までというふうに期限が決められておりましたが、今のコロナ禍の関係で12月31日まで延期しているということなので、もう延期は行わないことという内容です。

5つ目が既存の地球温暖化対策税、これは国税ですが、これは平成28年4月から本格スタートした税です。これを拡充する場合、また新たに炭素に関わる税を創設する場合については、地方税や地方譲与税として税源を地方にしっかり配分をしてほしいという以上の内容がこの意見書として盛り込まれております。

この意見書について、どう取り扱うかについて、まず皆様の御意見をいただきたいと思います。

○委員(冨田牧子君) すみません内容の話なんですけど、私、もうちょっと市民、国民に対する経済対策を行うようにとか、そういうふうな趣旨なのかなあと、しっかり説明を聞くまではちょっと思ったりしておりましたが、これでは、例えば今までちょっとコロナでまけていたのを元に戻しなさいということは、結局は市民、国民の負担が増えるわけですよね。負担が増えるというか元どおりにって。だけど、それって経済状況が本当にそこまで行っていないのに、これは地方自治体の言い分であって、必ずしもこれを出したことが私は市民のた

めになるとか国民のためになるとか思えないんですけど。

○委員長(野呂和久君) という冨田委員からの御指摘です。

他にありますでしょうか。

[挙手する者なし]

新型コロナウイルスのこうした社会状況において、今回のものは直接市民の経済的な支援 というような文言の内容ではなく、地方税をしっかり確保してというような内容です。冨田 委員は意見書の提出についてはどのような御意見でしょうか。

- ○委員(冨田牧子君) もしこれを出すんだったら、それとセットでやっぱり国民に対する国の経済対策、10万円くれとは言いませんけど、もっと持続化給付金の問題でもまだまだいろいろ問題があるし、そういう直接的な経済支援を国民にしてもらえるような、そんな意見書を抱き合わせで出していただければいいと思いますけど。片っぽだけですもん、これ。地方自治体の言い分だけです。
- **〇委員長(野呂和久君**) 抱き合わせであればということなので、この単独での意見書の提出 については。
- ○委員(冨田牧子君) 申し訳ないけど、賛成しかねます。
- ○委員長(野呂和久君) 他の委員さんの御意見はいかがでしょうか。
- ○委員(澤野 伸君) 地方自治体の財源確保の部分について、今、コロナ禍において非常に 国のほうの施策によって固定資産税も手を加えられていて、ちょっと可児市がどの程度影響 があったかは私も数字を持ち合わせていませんし、中核都市以下の10万都市、固定資産税、 そんなに動いていないような気もしないでもないですが、全国的に見て全国市議会議長会が こうした形で出されておる中で、特に2番目のことに関しては、これ固定資産税で動かすよ りも、やはり投資ないしそういったものに関しては、国が積極的に支援をかけるほうが妥当 かなあと。これは冨田委員のおっしゃる部分で、コロナに対しての影響に関して、経済活動 に対しての支援というのは国の経済施策として行うべきで、固定資産税をちょっと触るとい うのはいかがなものかなあというのは私も思います。確かに財政確保は大事な部分で、議長 会がこういった形で何とか皆さんの応援をということでありますので、これはこれとして1 つ、一部分に関して、自動車税なんかはどうかなあというところも少し思う部分もあるんで すけれども、全体を見た中で、私どもも協力をということであれば、意見書を提出する方向 には向けていきたいなあと思っております。

ただ、意見書ですので、やはり委員会が一致して動かなきゃいけませんので、ひとつ冨田委員のおっしゃった部分で、傷ついた経済状況において国が積極的にそれをどう国民に対して支援をできるのかという部分については、これは非常に大事な部分かなあというふうに思います。いわゆる今の飲食店に対する支援だけではなくて、広くやはりいろんな事業者さんがありますし、当然経済的な弱者の方々、ピンポイントには当然ありますけれど、見てみればありますけれど、やはりまだまだ行き届かない部分、それからまた今後、まだまだこれだけ続いて、第5波が来ていて、まだ今後どれだけ影響があるかというのも本当に計り知れな

いものがあると思いますし、これがさらにということになれば、もっともっと影響があると 私は思っていますので、そういった部分に対して、今後どういった対策、またさらに強力な 支援というものを国に積極的に求めていくというタイミングとしては、非常にいいタイミン グかなあとも思いますので、ひとつこれをということで、行政の部分を支援してほしいとい うことと、あと市民、国民を支援する部分ということで、両建てでという冨田委員の御意見 がございますので、積極的にちょっと前向きに御検討いただければと、私はちょっと賛成の 立場でこういった形で発言をさせていただきましたけれども、いかがでしょうかというとこ ろでお願いいたします。

- ○副委員長(天羽良明君) 私もこの題名に関しては物すごくいいなあと思いました。中を説明いただいて、やっぱり2番目、3番目というものは、ちょっと僕もあまり住民に対してまた元どおりというようなイメージがありますので、まだまだこういったものはそのままにしておいたほうがいい部分かなあというふうに思いますので、この2番と3番を抜いた格好で、やっぱりこのまま出されているところがあるというお話でしたが、そういうふうではなくて、2番と3番を抜いて何かを加えるというような形で、意見書というような形で考えてもいいんじゃないかなあというふうに私も思いました。
- **〇委員長(野呂和久君)** お二人は意見書を提出、お一人、冨田委員は今回は見送りということですが、他の委員さんはいかがでしょうか。
- ○委員(大平伸二君) 財源確保ということで言いますと、やはり財源確保はしていかなあかんということで、先ほど天羽委員も澤野委員も言われたように、内容の部分で可児市独自のところを出すためにも、固定資産税とか自動車税の部分なんかはやはり省いてもいいのではないかということで、それを協議した上で出す方向で検討したいと私は捉えております。以上です。
- ○委員長(野呂和久君) 意見書の案の2番目と4番目は外して、天羽副委員長は2番目と3 番目でしたっけ。
- **〇副委員長(天羽良明君)** 意見書を出すということに関してはすごくいいことだなあと思いまして、内容、どれを削るかというのは皆さんとまた協議したいと思いますので。
- ○委員(亀谷 光君) 今、まさにこの文案の表題に出ているコロナ禍という言葉があるように、その件についてもうちょっと強く触れたほうがいいかなあと思うんですね。したがって、どういうことかというと、2番の部分ですね、この部分も強調し、なお、いわゆるコロナに対することの文言をもうちょっとグレードを強く上げてもらったほうがいいかと思います。

どれか1番から5番まで削るという意味ではないんですけれども、さっき言った住民に対する、コロナに対する国家的な関連の形をもう少し具体的に文言、6番か、追加してでも、項目は私は多くてもいいと思うんですけれども、そういうふうにしてもらったらいいかと思うんです。

ただ、内々の固定資産税とか、元来そういったもののことに触れ過ぎてしまっていて、コロナの経済という、そういった部分がなかなかちょっと見取りにくいということなので、そ

ういった文言をちょっと創設していただければと思います。以上です。

- ○委員長(野呂和久君) 亀谷委員は、6番目として文言を追加してほしいと。
- **〇委員(松尾和樹君)** 私もこの意見書を提出するということに対しては、賛成の立場で意見をさせていただきます。

最後、天羽副委員長がまとめられた意見に私も同じです。反対の立場でということで冨田 委員、発言されましたけど、その発言の趣旨に関しては私も同感です。以上です。

- ○委員長(野呂和久君) 6名の委員さんのうち5名の方が意見書を提出していきたいということです。それぞれの御意見もあり、当然そうした大変困っていらっしゃる市民の方にクローズアップをされた意見書を提出していくということは本当に大事なことで、亀谷委員はそれを6番目に追加をしてというようなお話もありましたが……。
- **〇委員(澤野 伸君)** これ、混ぜこぜにするとちょっとおかしな意見書になるんですよ。ですので、この意見書案についてはこのままにして、冨田委員がおっしゃったように別途作らないと、混ぜこぜにすると全く表題も変わりますし、意味も変わるんですね。

ただ、固定資産税の件はいろいろあるかもしれませんが、これ、やはり全国的に見ると、 土地が値上がりしたところの部分の所有者に関しては、物すごく下がって支払っておるんで すよね。その人だけ利益を得ておるわけなんですわ、一部。そういう側面もあるんで、一概 には言えないんですよ。

あまり変動のないところはいいんですよ。これはちょっと私の想像で物を言っちゃって申 し訳ないんですけど、数字を持ち合わせていないので、あまり多分可児市は変動はないとい う認識の下に今発言をしていますけれども、そういったところがあるので、これ、2番目に 関しても言わんとしていることはそういうことなんです。なので、これはこれとして税収確 保については目指すべきところは、言っていることはそのとおりだというふうに思うんです。

ただ、取るばっかりではいけませんよというのは冨田委員のお話だと思うんですよ。今、これだけ苦しい中で自動車についても多少軽減するんでもっとたくさん買ってくださいよ、ということだと思うんですけれども、そういうことではなくて、傷ついた方への手助けを国も積極的にやりなさいよということもひとつやはり出す上で、これも出すよということだと思いますので、私はあまりここの中で同じようなことを混ぜこぜにするとよく分からない話になってしまうと思うんです。

なので、今御提案いただいているものに関しては、これはこれとして、もう一つやはり市 民向けに対してのメッセージとともに国への意見として申し述べるということが議会として 必要ではないかということを多分冨田委員はおっしゃっていると思うんで、新たに意見書案 を作成したほうが私はよろしいかなあと思います。あまりこの中で混ぜこぜにするとよく分 からないというか、意味が分からない意見書になってしまうので、私はそう思います。

〇委員(冨田牧子君) でも、私自身はその意見書を出しても、すぐ近くに総選挙もあるもんだから、その政策の中でいろいろ出てくるんではないかなあと思っているので、抱き合わせで出すというのも効力のほどがどうかなあということを、ちょっとそれは思っております。

だから、これは地方自治体の立場として、とにかく国に何とかしてよということで、この部分とこの部分とこの部分でというんで、まるっきりそんなことは分からないわけじゃないんですけど、本当に今の苦しい状況の中で、やっぱりもっともっと市民の生活も考えていただきたいなあという思いから言いましたので、別にこれに反対しません。

○委員長(野呂和久君) それでは、委員皆さんから御意見をいただいて、この全国市議会議長会から依頼をされました意見書につきましては、提出をしていく方向で進めていきたいと思います。

それでは、意見書の内容についてですが、先ほど皆様のほうからいろんな御意見がありま したので、何番と何番を取るのか、このまま全て出すのか。このままでいいですか。

- ○委員(大平伸二君) 片手落ちの部分で財政確保という観念だけで意見書を出すということになると、このままでなぶらんほうがいいと思いますし、先ほど意見が出ておるように、一方で市民、国民を助けるという意見書は今後欠かさないでいくという形であれば、このままなぶらんほうがいいと思います。以上です。
- ○委員長(野呂和久君) それでは、意見書につきましては、1番、2番、3番、4番、5番を原案の状態で提出をしていくということで決めさせていただきたいと思います。

それでは、意見書案を総務企画委員会からの提案としまして、議会運営委員会に提出する ことといたします。

では、この案件については以上で終了いたします。

次に、協議事項2. 今期委員会の調査研究課題についてを議題といたします。

前総務企画委員会からの引継ぎ事項を踏まえ、今期総務企画委員会で重点的に取り組むべき課題や調査検討をしていくべき課題など、御意見がありましたら伺いたいと思います。なお、委員会の活動スキーム案、資料6ですが、を配付させていただきましたので、まずは説明をさせていただきます。

2021年から2022年の総務企画委員会の活動スキーム案としております。

方針は、前委員会と同じ内容です。(1)方針としまして、市民福祉向上を図るため、当委員会所管事項の調査・研究を行い、委員個々の見識と認識を深め、十分な委員会討議によって執行部へ提言をしていくとしております。

- (2)の課題と対応ということです。課題につきましては、前委員会からの引継ぎを全て記入させていただいております。対応といたしましては、①の消防団の件につきましては、前期総務企画委員会で行った消防団アンケートを参考資料に支援できることを議論し、3月までに意見を集約し、6月議会までに何とか代表質問ができればというふうに考えております。
- ②の新型コロナウイルス感染症対策をしながら、行政と市民が一体的に避難所の運営をしていく防災訓練の在り方について議論をすることについては、令和3年9月の防災訓練は、新型コロナウイルス感染拡大もあり、各地区センターや自治会の訓練の状況を見ることはできませんでした。令和4年度6月の水防訓練に各委員が参加し、その後、訓練内容について意見交換を行ってはどうかという内容です。

2. 可児御嵩インターチェンジ工業団地開発事業については、今期中は毎定例会で担当課から進捗状況などの報告を求めるとしております。

裏に入ります。3. 可児市シティプロモーションについては、予算決算委員会等での議論 を踏まえ、必要に応じ担当課に説明を求めていくとしております。

あと、(3)の活動内容といたしましては、予算決算委員会の決算審査や議会報告会から委員会所管事項の議員間討議を十分に行い、執行部への提言につなげていく。また、必要があれば、オンライン会議の活用も検討していく。2つ目に関係部署へ速やかな報告、説明の要請を行う。3つ目に災害時の避難所開設の現場、情報伝達の課題等を見聞きし、見識を深めるとしております。

(4) その他となりますが、財政、防災、税務、観光交流、企業誘致、デジタル化推進など 多岐にわたる事業を所管する委員会のため、年間を通じて様々な案件、課題が出てくること も考えられる。その際、課題に取り組むため必要に応じ研修、勉強会、懇談会、視察等を、 この時期でありますのでできることということにはなりますが、企画し、実施をすると。 以上の内容で進めていきたいと思います。以上で説明を終わります。

これにつきまして、御意見ございましたらお伺いをいたします。

[挙手する者なし]

それでは意見もないようですので、このスキームに基づき委員会運営を進めてまいります ので、よろしくお願いいたします。

次に、協議事項3として、9月2日の議会運営委員会において、広聴部会長より3常任委員会に再検討を依頼されました議会報告会について意見をお伺いいたします。

資料の7、本年5月開催予定でした概略を参考に、コロナ禍の中で実現に向けた方策について意見交換をしていくというものです。

- **〇委員(冨田牧子君)** 広聴部会からは、この総務企画は総務企画で立てたテーマに対してや りなさいよということなんですか。
- **〇委員長(野呂和久君)** それでは、その件につきまして天羽副委員長からお願いします。
- ○副委員長(天羽良明君) 9月3日に広聴部会のほうがございまして、それぞれが常任委員会でやろうとしていたこのテーマを基に、やろうとしていたところがせっかくありますし、それぞれ大分煮詰めていたというところもありましたので、コロナの状況で時期はいろいろ考えなければいけないわけなんですが、もし可能であれば新しいメンバーの方で議論して、今年の3月までにやれなかったことをやってはどうだという広聴部会の意見になりました。

ということで、時期はそれぞれ12月なのか3月なのか、ちょっとまだ分かりませんけれども、できるだけコロナの感染状況も見ながら行える形を模索していくというような形で、1つはオンライン会議システムなども利用しながら各メンバー、そして対象者の方にもそういった形で何とか行えるような形を委員会で模索してほしいというお話でした。以上です。

○委員長(野呂和久君) ありがとうございました。

ただいま広聴部会の委員でもあります天羽副委員長から御説明をいただきました。方向的

には議会報告会を、まだ緊急事態宣言も延長されてこういう状況ですが、その一方で、解除をされて議会報告会ができる状況になれば、感染防止に努めながら何とか開催していけるようにということで、今回、消防団の現状把握と団員不足の解消ということで、直接消防団員の方からいろんな御意見を伺える機会を設けられればというふうに思っております。いろいろ決めていく中で、また状況によっては延期ということもありますが、何とか開催の方向で進めていきたいなあとは思っております。

一回、案として委員長、副委員長でまとめさせていただきたいと思います。今の段階で、こういう案がありますということはちょっと言えないんですが、裏面に議会報告会(案)というのがありますかね。これは前回の案ということで、まだ何も実際は決まっていませんが、この中で、ここはこうしたほうがいいというような意見が委員さんのほうからあれば、それを事前にお伺いしたいということで、今回ちょっとお話を進めさせていただいております。

消防団の方ですので、平日お仕事もされていて参加も難しいですので、土曜日か日曜日になるのかなあとも思いますので、そうしますと議場も使えるのかどうかということもありまして、総合会館のほうをお借りすることになるかもしれませんし、まだこれも全く決まっていない未定の状態です。何人来ていただくかということ、またこちらから何人参加するかということもまだ未定ですので、ここに書いてあるのは一つの案というか、たたき台というような意味合いで提出をさせていただいております。

この報告会の案の中で、何かここは注意事項として気をつけていただきたいというような 点とか、これはこうしてというような何か御意見がありましたらお聞きをして、それを参考 に議会報告会(案)を作成して、また皆様のほうに提示させていただきたいと思っておりま す。

できれば、3月までに何とかまとめて、冨田委員さんも今回予算決算委員会で大事な消防団のことの質問をしていただきましたが、そのようなことで改善できる点があれば、委員会としても代表質問を通して消防団の方がまたやっていきたいなというような方向に導けられたらいいかなあということで進めていきたいと思っております。

議会報告会の案について、何か事前にこれは気をつけてというような点やまた御意見がありましたらお伺いしたいと思いますのでお願いします。

○委員(亀谷 光君) 気をつけてという意味じゃありませんけれども、先回のちょうどこの担当、私も委員会が一緒でして、非常に気になったことは、団員さんの確保に非常に苦しんでいるというのが現実なんです。これについては、やっぱりもちろん現職の団員もそうでしょうが、自治会長さんもなんです。

この方向性を、やっぱりある程度議会で提案するというか研究して、どうやね、こういう 方法はということを出すような方向で、こういう場所を設けて。議会独自のそういう試案を 消防団員さん、情報をいただいた上で、団長以下幹部、それから各部長に、議会としてはこ んな方法はどうやということまでやっぱり立ち上げるような気持ちでやるといいかと思うん です。私もたまたま昨年同じ委員会でしたし、団員さん、団長さんやらいろいろ会いました が、今度、コロナ禍でできるかできないか分からんにしても、そこをターゲットに絞ったらいいかなあと思うんです。団員の確保です。これだけです。

○委員長(野呂和久君) ありがとうございます。

団員確保ということで、委員会として代表質問する場合に提案型の質問もできたらいいか なあというようなことでしょうか。ありがとうございます。

すみません、順番でいいですか。

- ○委員(冨田牧子君) いつできるか分からないんですけど、この間頂いたアンケートって、もうちょっとみんなで検討して、本当に何が問題なのか、団の皆さんはどう思ってみえるのか、団員不足ももちろんありますけれど、もっといろいろこうしてほしい、ああしてほしいという話もありましたよね。操法やめたらとか、可児市が率先してとかいろいろありました。どういうことに本当に困ってみえるのか、どうありたいと思っておられるのか、いろんなすごい貴重なアンケートなんで、まずはやっぱり私たちでそれを研究して、それでこういうテーマでお話を聞ける議会報告会ができたらなあということを思うんですけれど。
- ○委員長(野呂和久君) アンケートは事務局のほうで保管していただいているようですので、またアンケートをお持ちでない委員さんにはお渡しする形で、また目を通していただいて、その中で団員さんがどの点を困っているのか、どういうことをしてほしいというふうに願っているのかという点を少ししっかりとまとめ上げた上で報告会も行っていくというようなことで進めていきたいと思います。ありがとうございます。
- ○委員(大平伸二君) ほとんど冨田委員に言っていただきましたが、1点私から、対象が消防団の課題という消防団との懇談会ということですので、2年1期で消防団の役員さんが来年度末で大分替わられるんで、何とか3月までに、先ほども言われたように状況を踏まえながらでもいいんですが、新しい任期になられる前に懇談会を開けるようなことを注視していただけると意見がしっかりいただけると思うんで、新しい役員さんになられて、団員さんやと、まだ経験不足なところもあって、なかなか問題点が解決していないような報告会になってはならんので、何とか状況を踏まえながらなんですけど、3月、年度末までに開けるような方法を考えていただければと思っております。以上です。
- **○委員長(野呂和久君)** 3月末までに何とか開けるような形で計画を立てていきます。 他にございませんでしょうか。

[挙手する者なし]

では、ないようですので、天羽副委員長からもある程度まとまったものは引継ぎでいただいておりますが、また皆さんで目を通しながら進めていきたいと思います。

それでは、以上で本日予定の案件は全て終了いたしました。 そのほか、何かございますか。

[挙手する者なし]

発言もないようですので、これにて総務企画委員会を閉会いたします。

閉会 午前11時46分

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和3年9月9日

可児市総務企画委員会委員長